

令和 7 年 5 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
5 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年5月16日(金) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	欠
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	欠	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	欠	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 木幡 栄

鹿島区 鈴木 清教

小高区 佐藤 金雄

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 林 雄司

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

主 査 江口 秀則

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 18 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 19 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 20 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 21 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 7	報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 8	報告第 23 号 違反転用事案の報告について
日程第 9	議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 10	議案第 51 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 11	議案第 52 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 12	議案第 53 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 13	議案第 54 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 14	議案第 55 号 農用地の買入協議の要請について
日程第 15	議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 16	議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 17	議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (市許可分)
日程第 18	議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (県許可分)
日程第 19	議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (市許可分)
日程第 20	議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (県許可分)
日程第 21	議案第 62 号 現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和７年５月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、５番委員、８番委員、１３番委員であります。なお、鈴木推進委員からは所用のために午後３時に退席するとの通告がありましたので、報告をいたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号７番委員、９番委員、１０番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。４月２４日、福島市において福島県農業者年金協議会役員会に出席し、６月３日の通常総会に提出する議案となる、令和６年度事業報告及び収支決算や、令和７年度事業計画及び収支予算等、議案４件について協議をいたしました。また、本年度の農業者年金加入推進の取り組み方針と、新規加入目標人数についての説明があり、本市の加入目標は１名と示されました。このほか、現況届が未提出の受給者の取り扱いや、農業法人で働くアルバイト社員の加入要件に関し、問題点と課題を議論いたしました。

次に、４月３０日、郡山市において県農業会議主催の新任委員研修会が開催されました。田植えの繁忙期の中、割り当てした新任委員のうちから、農業委員２名と推進委員４名、職員１名の計７名が参加し、農業委員会制度や各委員の業務と役割、農地に関する法令の概要等について研修をいたしました。

次に、５月１２日、市役所において南相馬市農業者年金協議会役員会に出席し、後日行います代議員会書面総会にお諮りする、令和６年度事業報告及び収支決算や、令和７年度事業計画及び収支予算等の議案について協議をいたしました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１８号「専決処分の報告について」を議題といたします。まず、専決第６号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第６号について説明いたします。議案書の３ページとなります。こちらは、土地を売りたい人と買いたい人との会議をする上で、担当となります調整委員２名に農業委員を指名するものでございます。こちら専決６号７号８号同様の内容となっております。まず専決６号から申し上げます。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条

に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に関わる結果については、報告第19号にて報告いたします。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第7号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第7号について説明いたします。議案書の4ページになります。先ほどと同様であります。農業経営基盤強化促進事業による所有権の移転申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。本件に関わる結果につきましては、報告第20号にて報告いたします。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第8号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第8号について説明いたします。議案書の5ページになります。先の専決2件と同様となります。農業経営基盤強化促進事業による所有権の移転申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条によりまして、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に関わる結果については、報告第21号にて報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 9 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第 9 号について説明いたします。議案書の 6 ページから 7 ページになります。本件は、農地の相続及び贈与等に伴う税について、各法の規定によりまして、納税が猶予されるという制度がございます。これらの納税猶予は 3 年ごとに延長ができます。その延長の際に、農業委員会で発行する農業経営継続証明書を税を担当する所に急ぎ提出することが求められるものでしたので、先に専決したものとなります。再度申し上げます。相続税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が 1 件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 19 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調査委員主任の 6 番委員からの報告を求めます。

6 番委員 報告第 19 号について、ご説明いたします。当日配付議案の 1 ページになります。この案件は、出し手から公社への売買となります。去る 5 月 8 日の午前 10 時より、南相馬市役所北庁舎 2 階の打ち合わせスペース東側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社から担当者 2 名、調整委員 2 名、事務局職員 1 名により開催しました。協議内容についてですが、公社の担当者より、農地売買事業について説明をいただき、出し手への聞き取り後、価格についての協議となりました。申し出のあった農地については、出し手側から田について 10 アール当たり 80 万円の価格が希望価格として提示されたため、調整委員や事務局等から、南相馬市管内では 10 アール当たり 30 万円から 50 万円での事例が多く、今回提示された金額はこれまでなかったとの説明があり、再度、出し手の意向を確認しましたが、調整がつかず不調となりました。その際、事務局より、当該農地の周辺地域における農地の保有・利用状況及び将来の見通し等から見て、当該農地を担い手へ集積することが適当であるため、本日開催の 5 月定例総会に買入協議の要請を議案として提案したい旨の発言があり、全会一致で決しました。なお、この案

件は、議案第 5 5 号の農用地の買入協議の要請についてに載せてありますので、後ほど審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 2 0 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調査委員主任の 6 番委員からの報告を求めます。

6 番委員 報告第 2 0 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 2 ページになります。この案件は、出し手側から公社への売買となります。去る、5 月 8 日の午前 1 1 時より、南相馬市役所北庁舎 2 階の打ち合わせスペース東側において、出し手の代理人 1 名、福島県農業振興公社から担当者 2 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から 1 0 アール当たり 1 5 万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については 1 0 アール当たり 1 5 万円で公社が購入することになりました。売買代金は 6 万 6 , 4 5 0 円となり、公社手数料として 5 , 0 0 0 円を差し引き、支払い額は 6 万 1 , 4 5 0 円となります。なお、この件は、議案第 5 0 号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 2 1 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調査委員主任の 6 番委員からの報告を求めます。

6 番委員 報告第 2 1 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 3 ページになります。この案件は、公社から受け手への売買となります。去る 5 月 8 日の午前 1 1

時より、南相馬市役所北庁舎２階の打ち合わせスペース東側において、受け手１名、福島県農業振興公社から担当者２名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から田について１０アール当たり１６万４，２２１円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め７万２，７５０円となりました。なお、この件は、議案第５０号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、報告第２２号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２２号についてご説明いたします。議案書の１１ページから２５ページになります。今回、８５件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第８、報告第２３号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２３号についてご説明をいたします。議案書の２６ページから２７ページ、整理番号１番から４番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載のとおりでございます。先ず、整理番号１番ですが、東日本大震災に伴う原発事故後、除染作業のため敷砂利となり、その後は駐車場用地として使用をしておりました。今般、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号２番ですが、昭和５１年頃に現違反者の祖父が住宅を建築し居住をしておりました。今般、土地所有者が相続した際に、当該土地が農地であることが判明し、現違反者が今後南相馬市に戻り居住する予定であることから、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号３番ですが、昭和５０年頃に工務店の事務所、車庫、物置等を整備したものとなっております。

続きまして、整理番号４番ですが、令和元年頃、小高区上根沢地内に拠点を移し、震災後の復興関連事業を請け負い、事業実施しておりました。事業の拡大に伴い、土地所有者の承諾を得て駐車場を整備してしまったものとなっております。なお、整理番号３番と４番につきましては、今後の事業計画の方針が定まっていないことから、原状回復を行うか、或いは違反転用の追認許可を受けるか、どちらかの手法で違反状態を解消するよう、転用者に指導していくこととしたいと思っております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第９、議案第５０号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第５０号についてご説明をいたします。議案書の２８ページから３４ページ、及び当日配付議案書の４ページとなります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条３項の規定、及び福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第５０号についてご説明申し上げます。議案書２８ページから３４ページまでとなります。所有権移転が２件、利用権設定が３６件となります。２９ページの所有権移転については、報告第２０号、２１号に係る内容でございます。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議におきまして決定いたしております。３０ページから３３ページの利用権設定関係についてですが、整理

番号１番から２８番については、小高区大井塚原地区の案件、整理番号２９番から３２番については、原町区馬場西地区の案件、整理番号３３番及び３４番については、原町区一般地区における担い手への集積でございます。３４ページの農用地利用促進関係ですが、整理番号１番及び２番については、鹿島区真野地区における再転貸でございます。賃借料については、双方合意の上で決定いたしております。なお、大井塚原地区においては、災害復旧工事の面工事の引き渡し時期によりまして、契約地番の賃借料の設定が１０アール当たり１万円、５，０００円、３，５００円と３通りの違いがあることを申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１６番委員 賃借料についてお聞きいたしますが、先月の案件でも１０アール当たり１万８，０００円の案件がありましたが、この賃借料の基本になっている考え方を説明していただければと思います。

農地集積課 賃借料につきましては、あくまで各地区の営農改善組合で定められた単価とさせていただきます。中身につきましては、その地区ごとの相場ということで決定いただいております。

１６番委員 その辺りを詳しく説明いただきたいです。普通に米を売っていれば米の値段は変わらないですよ。でも、１万８，０００円でやる賃借料もあれば１万５，０００円のところもあると。賃借料に、何かプラスになる材料があるのではないですか。それを知りたいです。

農地集積課 単価につきましては、やはり１万８，０００円が高いとお感じになると思いますが、中身につきましては、賃借料の補助事業があるということで、それを見越した価格設定となっている地区も見受けられるようでございます。

１６番委員 ほ場整備した地域については、そのようなメリットがありますが、同じ市内で、ほ場整備ができない地域の賃借料については、安くせざるを得ない。この辺りの捉え方が市としておかしいのではないかと感じます。

議 長 ただいまの１６番委員のお話は、意見として事務局に記録させていただきます。それ以外にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 51 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 51 号についてご説明いたします。議案書の 35 ページから 47 ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 51 号についてご説明申し上げます。議案書の 35 ページから 47 ページでございます。鹿島区小山田地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定に当たり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、38 ページからになります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小山田地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第 2 条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に 3 つの取り組みを示しております。第 3 条の実施区域につきましては、47 ページの区域図のとおりでございます。第 4 条から第 13 条では、第 2 条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載をしております。当地区の担い手は 9 名を予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 52 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 52 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページから 61 ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法

施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第52号についてご説明申し上げます。議案書の48ページから61ページになります。原町区押釜地区において、担い手への新たな農地の集積があったことに伴い、農用地利用規程の一部を改正することについて、審議を求めるものでございます。農用地利用規程の変更内容につきましては58ページ、新たな農地の集積箇所は61ページの網掛箇所となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第12、議案第53号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書の62ページから76ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第53号についてご説明申し上げます。議案書の62ページから76ページになります。鹿島区栃窪地区において、担い手の調整に伴う農用地利用規程の一部を改正することについて、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容については、69ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 54 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 54 号についてご説明をいたします。議案書の 77 ページから 94 ページのとおりでございます。市が農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域を変更することから、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課担当職員よりご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 54 号についてご説明申し上げます。議案書の 77 ページから 94 ページになります。今回、土地改良事業により地番が変更になりました、原町区金沢北泉地区及び原町区押釜地区における農業振興地域内の農用地の除外と編入について、委員会の意見を求めるものでございます。議案書 79 ページの変更理由書をご覧ください。農業振興地域内の農用地から除外する筆数が 872 筆、農業振興地域内の農用地に編入する筆数が 290 筆でございます。詳細は議案書 82 ページから 94 ページに記載されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 55 号「農用地の買入協議の要請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 55 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 5 ページから 6 ページになります。本件は報告第 19 号の関連議案となります。先ず、買入協議制度についてですが、農業経営基盤強化促進法第 16 条に基づく農地のあっせん申出があった場合に、農業委員会及び農地中間管理機構が利用の調整を行ってもな

お双方の合意が得られず、農地が認定農業者以外に渡る恐れがある場合に、この制度を利用して、確実に認定農業者へ優良農地の集積を行うものであります。先ほど報告第19号にて6番委員から報告がありましたとおり、去る5月8日に農地中間管理機構を含めて、利用関係の調整を行いましたが、売買価格について調整がつかず、不調に終わりました。結果として、認定農業者への売買が困難となりました。このままでは、優良農地が営農する力がない者に渡ってしまう恐れがあります。農業経営基盤強化促進法第16条の規定の中に、農地中間管理機構等を含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難となった場合、当該農地や周辺の農地の利用状況、及び将来の見通し等から見て、認定農業者に対する農地の集積を図るため、改めて農地所有者と農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を通知するよう、市長に対して要請することができることとなっております。今回の事案におきましても、市の基本構想を実現する上で、将来的な見地から、優良な農地を認定農業者に集積するために、農地中間管理機構の機能を活用したほうが有効と判断されるために、市長に対して、買入協議の要請をするものでございます。以上であります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第56号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第56号についてご説明いたします。議案書の96ページから99ページになります。申請番号1番から8番について、詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に申請番号 1 番を審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、18 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号 1 番の説明を求めます。

事務局 議案第 57 号申請番号 1 番について説明申し上げます。議案書の 100 ページになります。詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がありました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。それでは残り 1 件について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 57 号の残りの 1 件、申請番号 2 番についてご説明いたします。議案書の 100 ページになります。申請番号 2 番について、詳細は記載のとおりであります。なお、本件は、エフレイ、福島国際研究教育機構が関係しておりまして、学校法人がバイオ燃料の研究目的で営農を行うものです。被設定人は、農地所有

適格法人ではありませんが、例外規定である、学校法人等が研究目的の営農で農地を取得する場合に該当いたしますので、許可要件を満たしていることを申し添えます。また、調査担当委員からは、これら案件については許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 58 号についてご説明をいたします。議案書の 101 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。両案件とも、農地区分は第 3 種農地であり、市街化が著しい地域の農地を転用するものでございます。申請番号 1 番につきましては、報告第 23 号の関連であり、違反転用の追認許可を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 58 号申請番号 1 番について、現地調査を行いましたので結果を報告いたします。本案件は、報告第 23 号整理番号 1 番の関連案件です。現地案内図は 1 ページのとおりです。去る 5 月 12 日午後 2 時より、私と会長、譲受人の代理人である行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号２番について、３番委員。

３番委員 議案第５８号申請番号２番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は２ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る５月１２日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１８、議案第５９号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第５９号についてご説明をいたします。議案書の１０２ページから１０４ページ、申請番号１番及び２番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。両案件とも、第１種農地を転用するものでございますが、農業用施設としての転用となりますので、立地基準を満たすものでございます。申請番号２番につきましては、転用面積が１ヘクタールを超える案件でございますので、去る５月１３日に、県常設審議委員の同行のもと、現地調査を行っております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番について、１７番委員。

１７番委員 議案第５９号申請番号１番について報告いたします。現地案内図は３ページです。去る５月７日午後１時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に従い、聞き取りと現地の調査を行った結果、近隣住民への説明会を開き、水利組合と消防署からの同意書も添付されており、立地基準、一般基準を満たしており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 59 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページになります。去る 5 月 13 日午後 2 時頃より、譲受人の立ち会いのもと、大規模案件のため、会長、職務代理者、農地専門委員長、副委員長、県常設審議委員とともに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 60 号についてご説明をいたします。議案書の 105 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。報告第 23 号の関連であり、違反転用の追認許可を得るための案件となっております。なお、当該農地につきましては、JR 桃内駅から概ね 300 メートル以内にございますので、第 3 種農地の公共施設至近距離区域内農地に該当いたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 60 号申請番号 1 番について現地調査の結果を報告いたします。現地調査の案内図は 5 ページになります。去る 5 月 10 日午前 9 時より、会長及び代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りを行い、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 61 号についてですが、差替え議案を用意しております。案件が 2 件ございますが、農地転用の他に行政庁の許認可が必要な手続きがございます、こちらがまだ整理できていないというところです。代理人行政書士を通じまして、申請の取り下げの申し出がございました。よって、今般の定例総会案件からは申請を取り下げとさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、本件は取り下げですので、そのままにいたします。

議 長 次に、日程第 21、議案第 62 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 62 号についてご説明いたします。議案書の 107 ページから 108 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 5 番について、現地調査委員を代表しまして、3 番委員から報告を願います。

3 番委員 議案第 62 号申請番号 1 番から 5 番について、現地調査の報告をいたします。去る 5 月 7 日午後 1 時 30 分より、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 1 名の合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 7 ページです。宅地進入路のため、分筆して残った極小面積の農地であり、現状も農地の様相ではなく、一部土側溝となっており、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 7 ページです。2

分の１ほどが山林化しており、残りの部分も雑木が生え、土壌には石などがある農地であり、継続して耕作する親族などもないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号３番について報告いたします。現地案内図は８ページから１１ページです。平成３０年以降、不耕作となった農地であり、全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号４番について報告いたします。現地案内図は１２ページです。平成１７年以降、不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号５番について報告いたします。現地案内図は１３ページです。平成１２年以降、不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。以上５件について、現地調査の報告といたします。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告６件、及び議案１３件、合わせて１９件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の５月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

（閉会 午後２時４１分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年6月16日

議事録署名人（7番・エンドウ イチロウ）

議事録署名人（9番・アラ トシタカ）

議事録署名人（10番・カマダ ノブヨシ）
